

海津木苑臨時運営委員会（平成 29 年度 2 月）

会議録

1. 日 時： 平成 30 年 2 月 1 日（木） 15 時 55 分 開会

2. 場 所： 古賀市海津木苑 会議室

3. 出席委員（13 名）

委員長	結城 弘明	副委員長	清原 留夫
委員	智原 和子	委員	奴間 健司
委員	田中 英輔	委員	安武 正一
委員	清原 透	委員	三好 収
委員	池見 直喜	委員	森 里子
委員	横田 昌宏	委員	松尾 佳久
委員	小山 貴史		

4. 欠席委員（簗原委員）

5. 傍聴者数（1 名）

6. 古賀市長及び事務局出席職員職氏名

古賀市長	中村 隆象	市民部長	野村 哲也
環境課長	智原 英樹	海津木苑場長	伊東 孝廣
海津木苑係長	吉田 義昭	海津木苑職員	国本 勝喜

概要

15 : 55 開会

1. 古賀市あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 説明事項及び報告

(1) 海津木苑し尿処理将来構想について (古賀市長より説明)
(事務局より説明) 資料.1

(2) 海津木苑し尿処理将来構想に関する協議等（平成 27 年度～平成 29 年度）資料.2
(事務局より説明)

【説明】

市長：まず、海津木苑が設置された当時のことを振り返ると、旧し尿処理施設から悪臭や河川への水質汚濁が発生し、生活環境を悪化させるとともに、地域の子どもたちへの人権侵害につながる重大な問題が起こるといふ最悪の事態に至り、1979年3月に操業開始わずか15年で閉鎖することになった。

そこで、新し尿処理施設を設置するため、当時いくつかの地域を建設予定地として申入れを行なったが、そのすべての地域から理解と協力が得られず、断られたという経緯がある。

その背景には、旧し尿処理施設によって、いわゆる『迷惑施設』という意識があったと思われる。

そのような中、当初鹿部区でも大半の方たちが、新し尿処理施設建設には「反対」の意思表示をされていたが、申入れに対し鹿部区内で再三協議が重ねられ、当時の鹿部地区は「下水道処理計画」区域内であり、『し尿処理計画』区域外であったにもかかわらず、鹿部支部役員の方から「人権を視点を据えた考え」をもとに、「し尿処理施設は『迷惑施設』ではなく、私たちが生きていく以上必要な施設で、本来は大切な施設であるはずだ」等の意見が出され、その後も継続的に深く協議をされた結果、新し尿処理施設建設に理解と協力が得られ、1981年3月24日協定書及び覚書が交わされ、鹿部区に新たなし尿処理施設の建設が了承されたと、認識している。

現在のし尿処理施設「海津木苑」が設置された経緯を踏まえたとき、本市のし尿処理施設の設置については、「同和問題の早期解決」や「し尿処理施設に関わる偏見をなくしていきたい」という想い、旧処理施設で起こった差別事象や公害を二度と繰り返してはいけないという『地域の熱い想い』がその根底にあったことを切り離して、その経緯を語るができないと思っている。

海津木苑は昭和58年6月に供用開始され、その20年後の2003年2月に更なるご理解ご協力をいただき、2023年3月まで20年間の施設稼動に関する協定書及び覚書を新たに更新させていただいている。この間、地元鹿部区の皆様をはじめ、海津木苑運営委員会の委員の皆様のご理解とご協力を得て、安全に施設を運営できていることに対し改めて感謝申し上げます。

この協定書には、公害防止の基本理念が明確に示されるとともに、覚書には「海津木苑を設置することによって、個人の人権が侵されないよう啓発を積極的に実施する」と明記されている。

市では人権啓発を行うにあたり、この覚書で明記されている「啓発の取組みと方法」に基づくとともに、「古賀市人権施策基本指針」及び「古賀市人権に関する市民意識調査」を踏まえ、人権啓発を推進してきた。

今後とも積極的な啓発を推進していきまた、地元鹿部区と建設時代に交わした覚書に基づき、国道3号線から海津木苑側の当時山林やみかん畑であった土地が、海津木苑供用開始から7年後の1990年に食品工業団地として生まれ変わり、地元鹿部区はもとより、市民の新たな雇用の場としても寄与してきたものと認識している。

“し尿処理施設”と“食品工業団地”が、同一地域で共存している所は、全国でも珍しく、古賀市の特徴だと捉えている。

毎年5月第3週の日曜日「古賀モノづくり博『食の祭典』」が開催されており、海津木苑も積極的に参加し、パネルの展示など施設啓発を行っている。

今後も工業団地の特売イベント等に来られる市内外の方々にも海津木苑施設からの人権啓発の発信を積極的に展開していきたいと考えている。

同じように覚書に基づき、国道3号線とJR鹿児島本線の間には宅地開発が行われ、新しく美明地区が誕生し、家屋やマンションの建設、そしてJRししぶ駅の開設など、古賀市の発展に大いに寄与していると実感している。

さて、海津木苑し尿処理施設に関する協定書に基づく設置期限の2023年3月まで、あと5年と迫ってきており平成35年4月以降も、し尿処理施設に関わる歴史的経緯を踏まえながら、し尿及び浄化槽汚泥が今後も安全かつ円滑に適正処理されることをめざし、様々な角度から海津木苑し尿処理将来構想について、検討を重ねてきた。

具体的には平成25年度より、海津木苑の建設経緯を踏まえながら、庁内の関係部署による「今後のし尿処理施設のあり方について」検討を行うとともに、その精度を高めるため、平成27年度には、専門業者と委託契約を行い、平成28年6月に海津木苑の将来構想策定業務の報告書としてとりまとめを行った。

その報告書をもとに、さらに精査を行うとともに、海津木苑し尿処理施設に関する協定の締結者でもある鹿部区長をはじめ、鹿部支部、農区の代表の皆様、また地元議員にも、何度も協議をさせていただいた。

その検討の経過については、海津木苑運営委員会においても適時、報告をさせていただき、貴重な意見をいただき感謝申し上げます。

また、私の公約の一つでもある、「バイオマス発電」について、「海津木苑のし尿処理将来構想」の検討と並行し、平成27年度よりし尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥・食品廃棄物を原料とし、メタンガスを発生させるバイオマス発電についても検討してきた。

そこで今般、次期のし尿処理施設の将来構想の方向性について、一定の結論に至り話しをさせていただく。

まず、し尿処理施設において食品廃棄物も含めたバイオマス発電を行うことは、主に経済性の観点から断念し、海津木苑を建替えることにしたいと考えている。

次期施設の設置場所については、水再生センターなどの他の場所についても検討したが、新しい施設を建設するにあたっては、施設が完成して安全に処理できることが確認されるまで試運転を行いながら、並行して既存施設で処理を行った後に切り替えを行うことから、既存の施設と隣接している方が望ましいこと、また、工業団地の中にあるし尿処理施設は全国的に稀であり、人権啓発を行うにあたり、古賀市の特色として発信できることなど、総合的に熟慮した結果、地元鹿部区の皆様のご理解とご協力が当然必要になってきますが引き続き、現在、海津木苑がある場所でお願ひしたいと考えている。

そこで、地元鹿部区の皆様には、1月25日に鹿部区公民館にお集まりいただき、

その旨の申入れをさせていただいた。

地元の意向については、後日改めて回答していただくことになっている。

また、処理方式については、この後、環境課長から説明させていただくが、これまでの海津木苑運営委員会において、報告していたケース6の方式をベースにして、今後、設計業務等を行いながら、「安心」・「安全」な処理が行えるように詳細を詰めていきたいと考えている。

更に啓発については、海津木苑を建替えるにあたり、改めて原点に立ち返り、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向け、人権啓発の情報発信を行うとともに、これまでの成果が損なわれないよう、施設見学の受入が可能な施設にしたいと考えている。

今後とも、地元住民のご理解ご協力が得られるように、継続的に協議を行うとともに運営委員会の委員の皆様へ、適時、進捗状況の報告を行い、いただいた貴重なご意見を参考しながら、より「安心」・「安全」な施設運営に努めていくので、なにとぞ、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひしたい。

【質疑】

副委員長 : 市長よりし尿処理将来構想の結論的な話を聞き、私は当初より運営委員会に関わっており、地元へ再度お願いという事で個人的に感謝している。

当初は、運営委員会もなにもなく議会と市の執行部と一緒に鹿部をお願いをした経緯から、運営委員会も議長が出席され今日まで続いている。

地元と市と約束が必要と思うそこに啓発事項等が入ることになりそこが抜けている。鹿部をお願いをするのであれば、契約をして進める事になると個人的に思う。今は、市が運営しているが、次期施設は直営か委託するのか大事な事だと思う。その事も区と十分協議していただきたい。そのことについて市の考えを伺いたい。

【確認】

市長 : 契約というのは、現在の協定書及び覚書のような形のものと考えていいのか。

【質疑】

副委員長 : その通り、現在の協定書・覚書と重複しても何年間という形で協定を交わすことが先ではないのか。と私は思うので見解をいただきたい。

【答弁】

市長 : 今の段階は、地元関係者の方々に建て替えをお願いしている。地元で協議され条件的なものが提案されると思う。

そのようなものを盛り込んだ協定書を作成することになる。覚書の扱いにするか協議を行なう。

【意見】

副委員長 : そのためには、事務局が動く必要がある。

[意見]

委員 : 現時点での地元の受け止め方としては、報告とお願いと受け止めている。今後は、覚書等が先なのか受入れが先なのか。

使用期限まであと 5 年しかない今後、設計や補助金の申請等スケジュール的にはギリギリという事で、契約の延長も申している。

協定書に基づく美明の開発をおこない海津木苑を知らない住民もいる。地元の受け入れとしては、区民に納得していただく必要がある。

[意見]

副委員長 : 海津木苑建設当時を考えた時に、今はまだ 5 年ほどあるが、当時は余裕が無かった。よって今は、建設は出来ると思う。

区の方もしっかり勘察しながら前向きに進めていただき、執行部も向き合い立派な施設が出来るようお願いしたい。

[質疑]

委員 : バイオマス発電を断念したこと間違いないか？

いつの時点で断念したのか？

断念した理由は何か？

[答弁]

市長 : 断念したのは、し尿処理施設において食品廃棄物を含めたバイオマス発電、し尿処理と食品廃棄物を組み合わせたバイオマス発電については断念した。

この方式については断念したという事で、バイオマス発電そのものを断念したものではない。

理由は、食品残渣の集まりかた、処理費としての見通しが難しい、量的にそれほど見込めないことから、ガスの発生が少ない可能性が十分にある。

バイオマス発電の特徴として、メタンガスを発酵させて電気を発生させ売電することが、一つの特徴である。

十分にガスが発生しない、電気が発電できないとなれば、事業としての経済性が担保できないよって、し尿処理と食品残渣の組み合わせによるバイオマス発電は断念した。

引き続きバイオマス発電については、水再生センターにおけるバイオマス発電の可能性を検討したいと考えている。

終末処理場に食品残渣を入れ、今以上にガスを発生させバイオマス発電ができないか実例もあることから今後検討していきたい。

[質疑]

委員 : いつの時点で断念したのか。

[答弁]

市長 : 直近で断念した。

[質疑]

委員 : 公約であるバイオマス発電を断念したということは、当初からここでのバイオマス発電という前提であってそれを断念したと受け止める。市長の公約は、この将来構想と絡めたバイオマス発電構想でここ1年～2年検討し、し尿と生ごみを組み合わせたパターンで考えてきた。今までの調査・実証実験は、ここを前提とした構成あくまでこの将来構想の中でのバイオマス発電。

つまり、この施設を発展的に解消するような意味合いを含むバイオマス発電構想だった。

今までの調査を見る限りではそう思う。水再生センターで次は考えると言われたが、当初はなかったと受け止められる。

公約は、結局できないという事を認められた。と受け止めるがそれでいいか。

[答弁]

市長 : 公約の内容ですが、検討するという事で経済的な負担をしてまでする気はないと申し上げてきた。検討するという事で必ずやるという事はない。

当初は、食品残渣単体での検討から始めた。それでは、経済性が悪いのでし尿処理と併せてやればなんとかなるという事で1年半検討した。

バイオマスについては、経済性があれば検討していきたい。

[質疑]

委員 : し尿処理と併せてやればなんとかなると認められ、ここを想定したバイオマス発電構想、し尿処理と合わせた構想を断念したのは、結果的に量的に確保できないと言われたが、量的に確保できないのであればし尿と併せなくても出来ない訳で、し尿処理と合わせてやればなんとかなると検討したがそれも断念した。決定的理由を聞きたい。

[答弁]

市長 : し尿と食品残渣を合わせるとガスが増えるわけではない、ガスは、食品残渣しか出ないし尿は、ガス発生のはずしにはならない。

し尿処理をするために今後も費用が掛かり、その費用と合わせてやれば経済性が担保でき損をしないのでできるという事で、これまで検討してきた。

見切り発車することが出来ないので断念した。私が、次に考えていることは、今でも終末処理場において消化ガス発電の計画もあり、これに食品残渣を入れる事ができれば、プラスαになるのではないかという事で考えている。

[質疑]

委員 : 今後終末処理場で切り替えて考えることは別問題で、あくまで今日は、し尿処理

施設の将来構想が基本テーマであり、市長自ら認められ、実証実験で生ごみにし尿を入れてメタンガスの発酵率は、し尿が減れば発酵率は高まる結果が出ている。

海津木苑に掛かる費用と、一緒に合わせながら年々し尿が減ってゆくゆくは、バイオマス発電の施設を造るのであれば、将来的に採算が見込める可能性があるかと技術的には、可能であるとの結果がでた。

最近の市長の見解を聞き、市長が語っているバイオマス構想は、意味がないという判断で、バイオマス発電推進の立場でいたがこの規模では、意味がないと私自信結論づけ、当然の結論だと理解している。

問題は、パターン6で建替えた時の費用と将来的に何年使用するのかという話と、し尿と生ごみを合わせた最初は、メタンガス発酵率は低いけど段々高くなった場合それが何年使用できるのかそれとの将来的な比較が気になるところで、ここで建て替えをした場合の古賀市の将来的な財政負担は、特に問題は発生するのかもしれないのか聞きたい。

[答弁]

市長 : 財政負担は当然ある

[質疑]

委員 : バイオマス発電を断念したことによる財政負担は、合わせてやる場合と単体でやる場合とパターンで分かれると思う。し尿と合わせた場合の財政負担、単体での財政負担を比較した場合の比較推計は行ったのか

[答弁]

市長 : し尿と食品残渣を合わせた場合とし尿単体のところで検討してきた。し尿単体でやるよりもコストが下がる確信がもてない、下がる可能性はあると思う。

し尿と食品残渣の組み合わせでやった時に財政負担が増す可能性がある。という事で最終的には、今回の結論に至った。所信表明の中で、将来の技術的發展を見据えバイオマス発電、脱焼却への検討に鋭意取り組む。

バイオマス発電には、本市の特色である食料品製造業の立地を生かしその廃棄物や、古賀水再生センターの汚泥等を活用する研究を進める。初めから水再生センターを除外しておこなったわけではない。

[質疑]

委員 : 2年間、市も参加した研究を行ってきた。ここの在り方を前提にした研究に間違いはない。

ここと合わせる方式は断念したと自ら言われ、一定の方向性というものは、引き続きこの場所にケース6のパターンで結論を出したそれが今日の中身では。

[答弁]

市長 : 今日の委員会の本質から外れるが、当初コンサルから単体でも採算が採れるとの

内容であった。その後、単体での検討に入り早々に、それでは厳しいとなりし尿処理との組み合わせを考えた期間は長い。

委員長 : 運営委員会時間が、1 時間過ぎましたので 10 分程休憩する。
- - - - 午後 16 時 58 分休憩 - - - - -
- - - - 午後 17 時 06 分再開 (出席委員 13 名) - - - - -

[意見]

委員 : 海津木苑についてもっと区民に興味等もってもらう全く知らない区民がいると思う。今後の計画進めていく中で、海津木苑とは何か啓蒙を市と区が協力し区民に対して海津木苑建設までの経緯等理解していただく必要がある。

[意見]

副委員長 : 個人的に海津木苑に係わる事や地元の事について話したいことが沢山ある。区より要請があればいつでも話したい。

[質疑]

委員 : 次期施設は、供用開始する平成 35 年度より何年使用するのか。

[答弁]

海津木苑 : 通常 20 年であるが、現在の海津木苑も 20 年で設計して 40 年まで使用する。次場長 期施設は、しっかり設計して 40 年以上使用できる場所を見据えた躯体等、機器の整備等極力抑えていきたい。

[質疑]

委員 : 日量 25 k l の推計が何年頃までなのか。

[答弁]

海津木苑 : 27 年度に将来構想策定業務を委託し、平成 27 年から平成 54 年度までのし尿等場長 量の推計をしている。平成 35 年度が約 22.3 k l となっている。
平成 54 年度については、17.2 k l と推計がされている。安全係数 1.12 を掛けて 25 k l となっている。

[質疑]

委員 : 平成 54 年の 20 年先と更にその先を考えた場合に、どうなのか少し期待を持っていた。思い切ってバイオマスと組み合わせ同じ初期投資をするのであれば、30 年、40 年後まで使用できる自分なりの期待があった。

今日初めて進む方向が明確になった。平成 30 年度～平成 32 年度において、調査及び準備となっているが、平成 30 年度予算に計上されるのか。

副委員長が話されていた地元の返事がどうなのか。予算計上し承諾を前提とした

調査及び準備に、着手する妥当性は議会として気になるところで伺いたい。

協定書・覚書が整はないと調査及び準備に着手できないのか。3月までに整理して着手するのか微妙な所と思う。

[答弁]

市民部長 : 建設する上でいずれ必要となる事前の準備に関するものは、予算として上げて必ずしも35年度から建てるということでの前提とか必要でないという事でご理解いただきたい。

[意見]

委員 : 地元の合意ないまま地域計画等作成に当然場所の話が前提となり、議会としても慎重になる。地元へお願いしつつ、前提として予算を執行するあくまで地元との合意形成最優先で着手する場合には、それが前提だという事を含んでの予算議決する判断は古賀市議会ある。

[意見]

副委員長 : 地元をお願いすることについては感謝している。施設については立派なものを造っていただきたい。

そのためには、議会側、執行部側共に一緒になって地元へお願いをしていただきたい。

運営委員会へ市議会より選出された3名の議員で、議会側をまとめていただきたい。

[質疑]

委員 : 脱水汚泥がなぜ助燃剤となるのか。

[答弁]

市民部長 : 一般的な助燃剤は、燃える手助けとなるもの補助金を受けるところで、定義があり燃料費を縮減出来る等地球環境で見た場合環境的によくなる場合、このようなものも助燃剤の定義にある。

含水率82%のもの70%にすることは、水分が減り環境に貢献するので、補助金の中の定義として助燃剤という言い方をしている。

[意見]

委員 : 含水率82%の物を70%にする努力が補助金対象に認められる。

(3) 平成29年度第3回臭気測定について (事務局より説明)

[質疑・意見] なし

17:30 閉会

※ 次回の運営委員会は、2月を予定しております。

以上

この会議録が正確であることを証明するため会議録署名人次に署名捺印する。

平成 30 年 月 日

委員長

印

委員長の指名する
出席委員

印